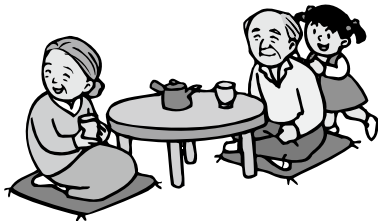


平成 20 年度分

在宅福祉サービス 利用申請手続きを

市では現在、各種在宅福祉サービスを実施しています。それぞれのサービスは市が交付した利用券により利用していただいておりますが、利用できるのは3月末までです。引き続きサービスの利用を希望される方は、4月に入ってから申請の手続きが必要です。介護保険被保険者証（各障害の手帳）と印かんをご持参ください。

サービス名		内 容	対象者・税区分
本人の生活支援	訪問理・美容サービス券	◇自宅に理・美容師さんに来てもらう出張料分 ◇1000 円の利用券を年 4 枚以内	65 歳以上で要介護 3・4・5 の理容院・美容院に出向くことが困難な高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
	寝具クリーニングサービス券	掛け・敷き布団をクリーニングに出す際に使える 2000 円の利用券を 4 枚以内	65 歳以上で要介護 3・4・5 の寝具の衛生管理等が困難な高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯
	タクシー乗車券	◇通院等にタクシーを利用する場合の乗車券 ◇利用料金の 2 分の 1 を助成（1000 円を超える場合 1000 円を限度） ◇年間 24 枚以内（申請月により異なります） ◇1 回の乗車につき 1 枚の利用	市・県民税非課税世帯で、次の①～④に該当する方 ①身体障害者手帳の障害が、視覚、下肢、体幹、心臓、じん臓、呼吸器にあり、障害の程度が 1 級、2 級の方 ②療育手帳の障害の程度が A1、A2 の方 ③精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級の方 ④介護保険の要介護 3・4・5 の方
介護する家族を支援	6200 円の紙おむつ等購入券	◇紙おむつ利用者のいる家族に紙おむつ等購入利用券を交付。（ただし、同居家族全員の課税状況により交付できない場合があります）	65 歳以上で要介護 4・5 の方の属する市民税非課税世帯
	3600 円の紙おむつ等購入券		65 歳以上で要介護 2・3 の方の属する市民税非課税世帯



■お問い合わせ先
市役所保健福祉課 高齢者福祉係
☎62-3111 内線181
※タクシー乗車券は保健福祉課社会福祉係（内線189）で受け付けます。

「平日」の受付日時	
受 付 日	3月25日（火）、4月4日（金）
受付時間	午後1時～5時
会 場	第3委員会室（4階）
「休日」の受付日時	
受 付 日	3月30日（日）、4月6日（日）
受付時間	午前8時30分～12時
会 場	保健福祉課 社会福祉係窓口（1階）

左上に「児」と記された受給者証をお持ちの対象年齢のお子さんがいいらっしゃる方は手続きをお願いします。

福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
居住地	長野県
受給者氏名	
生年月日	年 月 日生 男・
有効期間	年 月 日か 年 月 日まで
摘 要	
発行機関名	

更新手続きが必要な方
現在小学3年生および4月から小学1年生になるお子さんで、受給者証の左上に「児」と記されている受給者証をお持ちの方は、切替手続きが必要となりますので、左記のいずれかの日に必要書類をお持ちになり市役所へお越しください。

手続きに必要な書類
①現在使用中の福祉医療費受給者証
②お子さんの保険証
③印鑑・振込口座のわかるもの
お問い合わせ
市役所保健福祉課 社会福祉係 ☎62-3111 内線189

4月から乳幼児の対象を小学4年生までに拡大
市福祉医療費特別給付金受給者証更新のお知らせ
飯山市福祉医療特別給付金とは、乳幼児・母子家庭・障害のある方などが医療機関で診療を受けたり、薬局で調剤を受けた場合などに、窓口で支払った自己負担金を給付金の形でお返しすることにより、医療費を軽減し、健康増進や健全育成を図るものです。
今年4月からは乳幼児の対象を小学4年生までに拡大し、更なる子育て支援を行います。

(原寸大)

国民健康保険被保険者証		有効期限	平成 20 年 9 月 30 日
記号	いいやま	番号	1110
氏名	イイヤマ タロウ 飯山 太郎	性別	男
生 年 月 日	昭和32年 2月 7日		
資格取得日	昭和53年 8月 19日		
交付年月日	平成20年 4月 1日		
主住所	長野県飯山市大字飯山1110番地1（福寿町）		
世帯主	飯山 太郎		
保険者番号	200139	保険者名	飯山市
長野県飯山市大字飯山1110番地1			
電話 (0269) 62-3111 (代表)			

新しいカード型保険証が郵送で届きましたら、記載内容に誤りがないかご確認ください。万が一、誤り等がありましたらご連絡をお願いします。
有効期限は9月末
新しい保険証の有効期限は、平成20年9月30日までとなっています。なお4月以降に75

古い保険証は破棄を
古い保険証は、間違いを避けるため必ずご自分で破棄してください。
高齢受給者証（肌色）、福祉医療受給者証（薄緑色）など間違えないように注意してください。
お問い合わせ先
市役所市民課国保年金係 ☎62-3111 内線153、154

新しいカード型保険証（イメージ）

新しいカード型保険証は、3月21日以降に国保加入世帯に郵送します。

1人1枚のカード型に
これまで各世帯ごとに交付していました国民健康保険被保険者証が、4月から1人1枚のカード型となります。ご家族で同じ日に違う医療機関へ行く場合なども1人ずつ保険証を使用することができ、今までより使いやすくなります。なお、保険証の色は一般用が藤色、退職用はクリーム色で変わリません。

使用する際は：
送付用の台紙からはがし、カード型保険証を医療機関に提示してください。
高齢受給者証や福祉医療受給者証をお持ちの方は、保険証に受給者証を添えて提示してください。
古い保険証は破棄を

国民健康保険に加入の皆さんへ 4月から保険証がカード型に変わります

4月より後期高齢者医療保険に加入の皆さんへ
後期高齢者医療被保険者証が交付されます
4月より後期高齢者医療保険に加入される方に、新しい保険証を郵送します。有効期限は平成21年7月31日までの1年4ヶ月間で、保険証のサイズはカード型、色はオレンジ色です。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証（青色）および特定疾病療養受給者証（うぐいす色）も併せてお送りします（3月までに老人医療で申請済みの方のみ）。サイズはこれまでの受給者証と同じです。
保険証の発送は3月18日以降となります。お手元に届きましたら、保険証

後期高齢者医療制度とは？
今年4月より新たに始まる、高齢者のための独立した医療制度。75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の方が対象で、対象となる方は現在加入の「国民健康保険」や「社会保険」などを抜けて、後期高齢者医療制度に新たに加入していただくことになります。

お問い合わせ先
市役所市民課 国保年金係 ☎62-3111 内線153、154
現在お使いの保険証・老人医療受給者証・限度額適用・標準負担額減額認定証および特定疾病療養受給者証は3月末で使用できなくなりますので、ご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証		有効期限	平成 21 年 7 月 31 日
被 保 険 者 番 号	0 1 2 3 4 5 6 7		
住 所	長野県飯山市大字飯山1110番地1		
氏 名	飯山 秋子	性別	女
生 年 月 日		大正10年 10月 1日	
資格取得年月日		平成20年 4月 1日	
発 行 期 日		平成20年 4月 1日	
交 付 年 月 日		平成20年 4月 1日	
一部負担金の割合	1割		
保 険 者 番 号	3 9 2 0 2 1 3 0		
保 険 者 名	長野県後期高齢者医療広域連合		